

熊本県感染症対策連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての関係者間の意思疎通、情報共有及び連携の推進を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第10条の2に基づき、熊本県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各項に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 感染症法に規定する予防計画の記載事項等に関すること
- (2) 感染症法に規定する予防計画の実施状況に関すること
- (3) その他感染症対策の実施に当たって必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成団体をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を1人置く。

- 2 会長は、熊本県を代表して参加する者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 協議会は、年1回以上会長が招集し、主宰する。

- 2 協議会は、必要があると認められるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は会長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、熊本県健康福祉部健康危機管理課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、令和5年（2023年）9月14日から施行する。

この要項は、令和5年（2023年）10月1日から施行する。

この要項は、令和6年（2024年）9月25日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体名
診療に関する学識経験者の団体	熊本県医師会
	熊本県歯科医師会
	熊本県薬剤師会
	熊本県看護協会
医療機関	熊本大学病院
	熊本市民病院
	有明医療センター
	熊本総合病院
	天草中央総合病院
消防機関	熊本県消防長会
その他関係機関	熊本大学
	熊本県精神科協会
	熊本県獣医師会
	熊本県老人福祉施設協議会
	熊本県介護福祉士会
	熊本県臨床検査技師会
	福岡検疫所熊本空港出張所
	熊本県教育庁
	熊本県市長会
	熊本県町村会
	熊本県保健所長会
保健所を設置する市	熊本市
都道府県	熊本県